

猫 飼 育 四 原 則

1 室内飼育

いつまでも家族の一員として飼う為には室内で飼育をすることが大切です。

室内飼育をすることで、

・交通事故を防げる。 ・感染症を防げる。

など飼い猫にとって危険な要素が減り、永く幸せな生活ができます。

また、**近所迷惑を防ぐ**ことができます。



2 繁殖制限

愛知県動物愛護センターに令和2年度、**560頭**の猫が引取りに出されました。その猫の大半は乳のみ子で、新しい飼い主が見つからず、殺処分されます。引取りに出される子猫を増やさないためにも、必ず

繁殖制限(不妊、去勢手術)をしてください。



3 所有者明示

もし、猫が外へ出てしまっても所有者が判るように首輪をつける

など、**所有者明示**をしましょう。

また、**マイクロチップの登録**を行いましょう。

飼い猫が行方不明になったら動物愛護センターまでご連絡ください。

住 所
飼い主の名前
電 話 番 号



4 終生飼育

家族の一員として、猫を生涯飼育することが飼い主の責任です。 **猫を捨てるのは犯罪**で1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となります。飼い続けることが困難なら、新しい飼い主をさがしてください。

お問い合わせ先

愛知県動物愛護センター
豊川市産業環境部環境課

東三河支所 0532-33-3777
0533-89-2141